

## 第 1 章 基本的事項



## 第1節 計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定では、「市町村は、当該区域全域について、地方自治法第2条第4項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。」としている。

基本計画は10年～15年程度の計画期間で、初年度からおおむね5年ごとに、又は制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が大きく変化した場合などの際に、見直しすることとなっている。

本市では、平成20年（2008年）3月に「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」（以下「旧計画」という。）を改定し、本市におけるごみ処理に関する方向性を示してきたところである。

国では、循環型社会形成推進基本計画を平成20年（2008年）3月に見直し、廃棄物の減量及びその適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を平成22年（2010年）12月に改正したことから、これまで以上に3Rの推進による環境負荷の軽減に取り組む必要がある。

また、平成24年（2012年）8月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が成立し、小型家電製品からレアメタルを回収し、リサイクルするための社会システムが整備されるところである。

さらに、市民と行政との意見交換を通して培われたパートナーシップをより強め、市民と行政との協働のごみ政策を進めるために、更なる減量化に向けて新たな目標を立て、その目標を共有する必要がある。

一方、本市の焼却処理施設については、稼働後24年が経過し、その他の中間処理施設についても、経年的な老朽化が見られるため、施設の延命化を図るとともに、速やかに新施設の整備計画を策定しなければならない。

このような状況の中、旧計画策定後の地球温暖化問題の進展やごみ減量政策の推進に伴う市民意識の変化を踏まえて、計画期間及びごみ減量化の目標数値等を見直す必要があることなどから、基本計画を改定するものである。

本計画は、ごみの減量や資源化率の推移などの計画の推進状況やごみ処理費用などについて積極的に情報開示を進めるとともに、情報を市民と共有し、市民、事業者、行政の3者がパートナーシップをもって取り組むことを基本とする。

なお、一般廃棄物のうち生活排水については、本市における下水道普及率が98.4%と高いため、本計画の範囲外とする。

本計画見直しの要点を次に示す。

- 1 地球温暖化対策実行計画との連携
- 2 新たな目標を市民と共有
- 3 3Rを推進するための情報を市民と共有
- 4 中間処理施設の整備及び最終処分場の延命
- 5 計画期間及び目標値の見直し

## 第2節 計画の位置付け

---

本計画は、廃棄物処理法は基より、その根幹である「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ各種リサイクル法に基づき、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものである。

また、「第2次宝塚市環境基本計画」の実施計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するものである。

循環型社会形成のための法体系図を図 1-1 に示す。

また、図 1-2 に〔本計画の位置付け〕を示す。

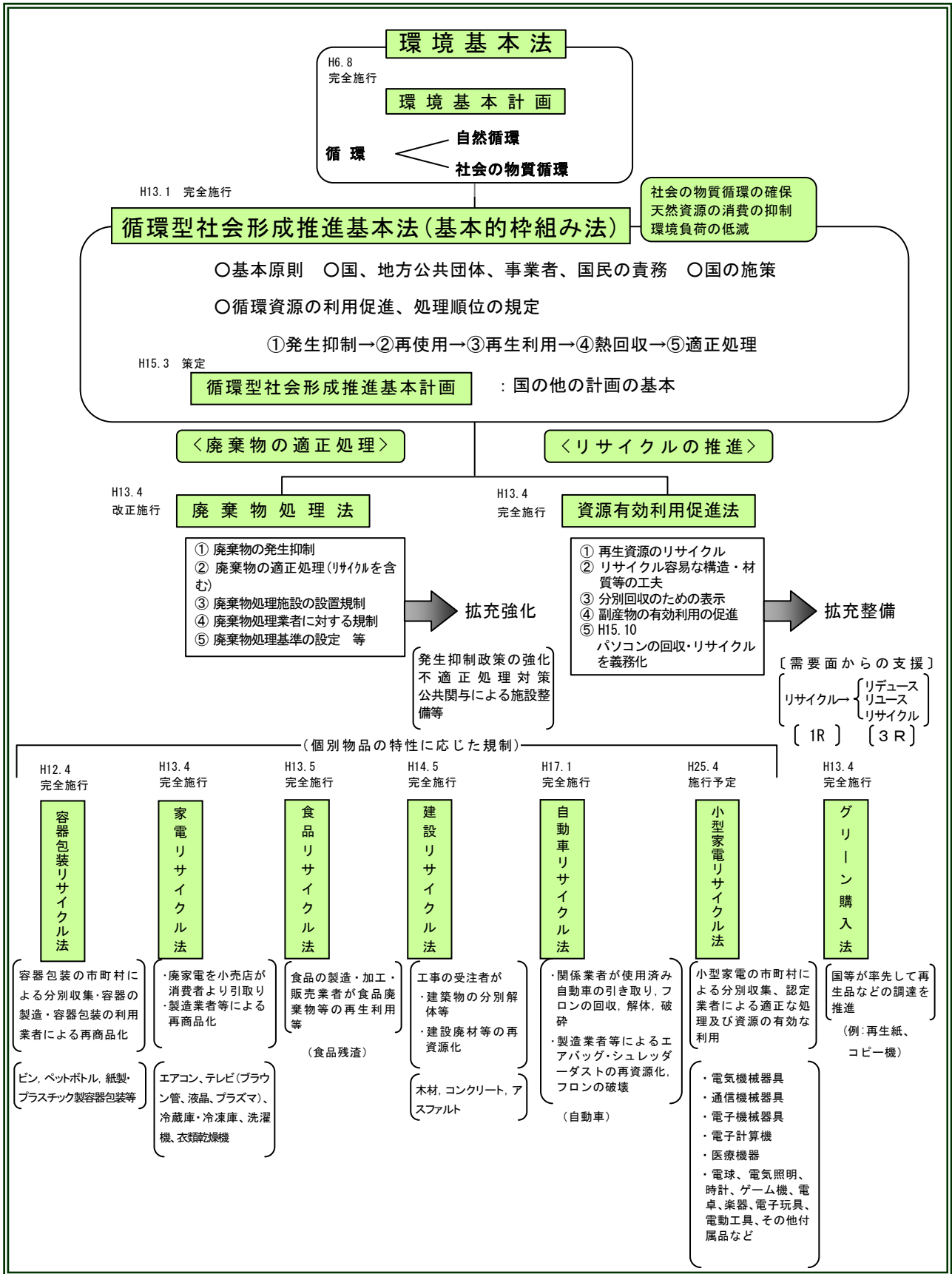


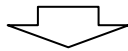
図 1-1 循環型社会形成のための法体系図

## 第 5 次宝塚市総合計画

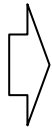
【めざす将来都市像：市民の力が輝く 共生のまち 宝塚】

～住み続けたい、関わり続けたい、訪れてみたいまちをめざして～

- ◇災害に強く、安全でいつまでも快適に住み続けることができるまちづくり
- ◇すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり
- ◇子どもたちが健やかに成長し、そして、すべての人々の人権が尊重される心豊かなまちづくり
- ◇都市の景観が美しく調和し、花や緑に包まれた、環境にやさしいまちづくり
- ◇個性と魅力にあふれ、文化の薫り高く、にぎわいと活力に満ちたまちづくり



(環境に関する基本的な施策の方向)  
宝塚市環境基本条例




(環境に関する総合的な計画)

### 第 2 次宝塚市環境基本計画

【環境像：環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち】

～持続可能なまちへの先駆的転換をめざして～

- ◇地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり
- ◇豊かな生態系を育むまちづくり
- ◇安全で快適な環境のまちづくり
- ◇ すべての方向に共通する視点
- ◇環境と社会・経済発展の一体化に努める
- ◇効果的に取り組みを進めるために、市民や事業者、行政などさまざまな主体が参画と協働で取り組む



### 宝塚市地球温暖化対策実行計画

2050年に炭素半減社会実現のため「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定

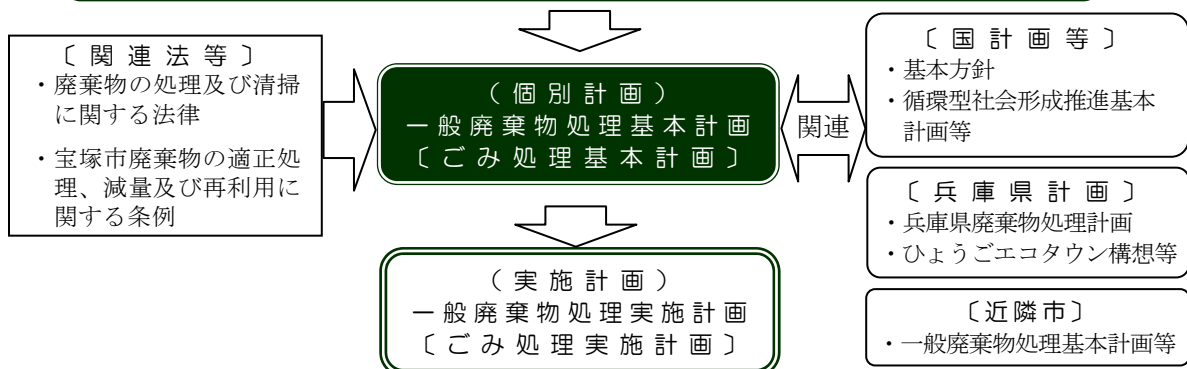


図 1-2 本計画の位置付け

### 第3節 旧計画の減量化・資源化目標の達成状況

家庭系ごみ<sup>※1</sup>の1人1日平均排出量（以下「排出量原単位<sup>※2</sup>」という。）は、平成23年度（2011年度）に平成18年度（2006年度）比で約12%削減しており、旧計画の中間目標を達成している。

事業系ごみ<sup>※3</sup>の排出量原単位は、平成23年度（2011年度）に平成18年度（2006年度）比で約5%削減しており、旧計画の中間目標である13%削減を達成していない。

焼却処理量については、平成23年度（2011年度）に平成18年度（2006年度）比で約13%削減しており、旧計画の中間目標である27%削減を達成していない。

資源化率については、平成23年度（2011年度）に29.6%となっており、中間目標である37.3%を達成していない。

表 1-1 旧計画の減量化・資源化目標の達成状況

区分 \ 年度	H18 基準年度 実績	H23 実績	H24 旧基本計画 中間目標	H29 旧基本計画 目標
家庭系ごみ 排出量原単位	647.5 g/人・日	571.8 g/人・日 12%削減	581.3 g/人・日 10%削減	547.5 g/人・日 15%削減
事業系ごみ 排出量原単位	282.5 g/人・日	267.6 g/人・日 5%削減	246.2 g/人・日 13%削減	240.1 g/人・日 15%削減
資源化率	26.0 %	29.6 % 3.6 %増加	37.3 % 11.3 %増加	43.5 % 17.5 %増加
焼却処理量	63,556 t	55,042 t 13%削減	46,335 t 27%削減	37,919 t 40%削減

※1 家庭系ごみ:市が定期収集するごみ、持ち込みごみ及び集団回収により回収された資源ごみの総量

※2 排出量原単位

=年間のごみ排出総量（トン）÷行政区域内人口÷365日×1,000,000（g/人・日）

※3 事業系ごみ:事業者が直接自らあるいは許可業者に依頼して処理施設等に搬入したごみの総量

## 第4節 目標年次

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」（平成20年（2008年）6月）では、目標年次については原則として計画策定時より10年～15年程度とされている。本計画では、中間目標年次を平成29年度（2017年度）、計画目標年次を平成34年度（2022年度）とし、平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）までの10年間とする。

なお、本計画は、初年度からおおむね5年ごとに、又は制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が大きく変化した場合などの際には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ見直しを行う。

また、計画の推進を図るため、適宜各分野の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じて新たな対策を講じる。

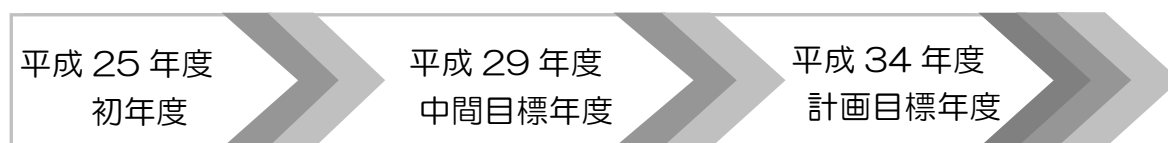


図 1-3 目標年次